長生郡市広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況

第１　職員の任免及び職員数に関する状況

１　採用者数及び退職者数について（令和５年度）　（単位：人）

区　　分		採用者数			
		競争試験	選考	再任用	計
管理者部局	一般行政職	2	0	4	6
消　　防	消　防　職	9	0	4	１３
水　　道	公営企業職	2	0	1	3
病　　院	医　　師	0	5	0	5
	医療技術職	0	1	0	1
	看護保健職	0	１３	0	１３
	企業行政職	0	1	0	1
	技能労務職	0	0	0	0
計		１３	２０	9	４２

（単位：人）

区　　分		退職者数				
		定年退職	勧奨退職	再任用満了	その他	計
管理者部局	一般行政職	0	1	3	4	8
消　　防	消　防　職	0	0	1	7	8
水　　道	公営企業職	0	1	0	0	1
病　　院	医　　師	0	0	0	6	6
	医療技術職	0	0	0	0	0
	看護保健職	0	0	0	4	4
	企業行政職	0	0	0	1	1
	技能労務職	0	0	0	0	0
計		0	2	4	２２	２８

２　部門別職員数について（４月１日現在）　（単位：人）

部　門 ＼ 区　分			職員数		増減
			令和５年	令和６年	
普通会計部門	一般行政部門	議　会	1	1	0
		総　務	１４	１４	0
		民　生	3	3	0
		衛　生	３１	２８	△３
		計	４９	４６	△３
	教育部門		1	1	0
	消防部門		２３１	２３２	1
	小　　計		２８１	２７９	△２

公営企業等会計部門	水　　道	５３	５２	△１
	病　　院	１７６	１８２	６
	小　　計	２２９	２３４	５
合　　計		５１０	５１３	３

第２　職員の人事評価の状況

長生郡市広域市町村圏組合職員の人事評価実施規程に基づき、人事評価制度を実施しています。

人事評価制度は、職務を遂行する中で職員が発揮した能力の程度（能力評価）と職員があらかじめ設定した業務目標の達成度（業績評価）について、上司との面談を通じて客観的かつ公正に評価するものです。

評価結果は、職員の人材育成や任用等に活用しています。

第３　職員の給与の状況

１　職員の平均年齢、平均給与月額について　（単位：円）

職　種		令和５年４月１日現在		令和６年４月１日現在			
		平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	給　料	諸手当
管理者部局	一　般　職	43.3 歳	375,077	44.9 歳	397,397	328,491	68,906
消防	消　防　職	38.8 歳	418,144	38.5 歳	417,400	318,250	99,150
水道	公営企業職	41.4 歳	373,079	41.9 歳	389,045	318,523	70,522
病院	医　　師	51.7 歳	1,258,617	48.9 歳	1,302,072	890,829	411,243
	医療技術職	45.2 歳	434,615	47.0 歳	434,091	339,760	94,331
	看護保健職	39.1 歳	399,736	40.8 歳	415,035	316,019	99,016
	企業行政職	40.0 歳	394,028	44.0 歳	382,047	319,633	62,414
	技能労務職	51.0 歳	416,668	53.0 歳	422,517	370,400	52,117

２　令和６年度中の人件費削減方策（病院）

給　　料
・給料の調整額の削減 （医師２０％削減、その他医療職等は支給停止）　＜継続＞

第４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

１　勤務時間の状況について（令和６年４月１日現在）

開始時刻	終了時刻	休　　憩
８：３０	１７：１５	１２：００～１３：００

※消防、病院は上記以外の勤務時間の割り振りによります。

２　年次休暇の状況について（令和５年度）

	平均使用日数（日）	消化率（%）
管理者部局	１２．１	３１．３
消　　防	１０．８	２７．０
水　　道	１５．３	４０．２
病　　院	１３．０	３６．７

第５　職員の休業の状況

１　育児休業及び部分休業の状況（令和５年度）　（単位：人）

	男性職員	女性職員	計
育児休業取得者数	４	１７	２１
部分休業取得者数	０	３	３
計	４	２０	２４

２　自己啓発等休業の状況（令和５年度）　（単位：人）

	男性職員	女性職員	計
取得者数	０	０	０

第６　職員の分限及び懲戒処分の状況

１　職員の分限処分の状況について（令和５年度）　（単位：人）

	降任	免職	休職	降給	計
管理者部局	０	０	３	０	３
消　　防	０	０	４	０	４
水　　道	０	０	０	０	０
病　　院	０	０	４	０	４
計	０	０	１１	０	１１

２　職員の懲戒処分の状況について（令和５年度）　（単位：人）

	戒告	減給	停職	免職	計
管理者部局	０	０	０	０	０
消　　防	０	０	０	０	０
水　　道	０	０	０	０	０
病　　院	０	０	０	０	０
計	０	０	０	０	０

第７　職員の服務の状況

服務とは、職員が勤務するにあたっての在り方（規律）をいいます。服務の根本基準については、地方公務員法第３０条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共

の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。職員には、地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
・信用失墜行為の禁止
・秘密を守る義務
・職務に専念する義務
・政治的行為の制限
・争議行為等の禁止
・営利企業への従事等の制限

第８　職員の退職管理の状況

適正な退職管理を確保するため、長生郡市広域市町村圏組合職員の退職管理に関する条例に基づき、再就職した元職員に再就職状況の届出を義務付けるなどの措置を講じています。

第９　職員の研修の状況（令和５年度）

職員の職務遂行能力の向上等を目的として、新規採用職員研修、初級職員研修、中級職員研修、係長研修の内部研修のほか、千葉県自治研修センター等の外部研修機関での専門研修を受講しています。

第１０　職員の福祉及び利益の保護の状況（令和５年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者等の選任及び安全衛生委員会などの運営を行っています。

さらに、事業者責任として、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断を毎年実施しています。

また、ストレスチェック制度を実施し、職員のメンタル不調を未然に防ぐように努めています。

１　公務災害発生件数の状況（令和５年度）

公務災害	通勤災害
７件	０件

※令和５年度に認定された令和４年度申請分１件を含む。

２　地方公務員等共済組合法による共済制度

千葉県市町村職員共済組合（令和６年４月１日現在、５９３人が加入）

３　千葉県市町村職員互助会（令和６年４月１日現在、５９３人が加入）

地方公共団体が共同して職員のために実施する厚生制度に併せて、会員の相互共済により、福祉増進の事業等を行っています。事業内容等の詳細は、下記アドレスより互助会だより（毎年度４月発行）をご参照ください。

http://www.c-scskyousai.or.jp/member/07_dayori/701.html

第１１　職員の競争試験及び選考の状況

１　職員採用試験の状況（令和５年度実施）　（単位：人）

職　　種	応募者数	受験者数	採用者数（令和6年4月1日）
消　防　職	２２	１９	9
看　護　師	5	5	4

第１２　公平委員会の業務の状況（令和５年度）

１　勤務条件に関する措置の要求の状況	０件
２　不利益処分に関する審査請求の状況	０件